

鳥取市障害者福祉計画(案)について ご意見をお寄せください。

鳥取市では、障害のある人もない人も、ともに暮らし、自立し、社会参加できるまちを目指し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として「鳥取市障害者福祉計画」を作成しています。

このたび、保健・医療・福祉などの関係者のほか、各障害者団体の代表者、公募委員および旧町村からの代表者で構成する「鳥取市障害者福祉計画作成委員会」で検討を重ね、計画(案)をまとめました。概要は次のとおりです。

策定の目的

平成8年3月に「鳥取市障害者福祉計画」を策定し、障害のある人の自立と社会参加の促進を図ってきました。このような状況の中、国では障害者基本法の改正や、障害のある人が自分で福祉サービスを選び、指定された事業者な

どと直接契約を交わしてサービスを利用する「支援費制度」への移行など社会福祉構造基礎改革が進められています。さらに昨年11月に9市町村が合併し新たな鳥取市が誕生しました。これらのことを踏まえて、多様化・複雑化する障害のある人のニーズに対応するため、新しい「鳥取市障害者福祉計画」を作成することとしました。

ご意見のあて先は、こちらです

生活福祉課
木下 課長



ご意見お待ちしています

提出方法 様式は問いません。住所、氏名を明記のうえ、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかで資料配布 2月15日(火)から
▷市役所本庁舎1階総合案内所 ▷市役所駅南庁舎1階総合窓口 ▷市役所駅南庁舎1階生活福祉課 ▷各総合支所福祉保健課で
※市公式ホームページにも掲載しています。(アドレスは表紙下段参照)
提出期限 3月1日(火)
提出・問い合わせ先 市役所駅南庁舎1階生活福祉課 ☎(0857) 20-3471 ㊟(0857) 20-3406 eメール fukushi@city.tottori.tottori.jp

基本理念 ユニバーサルデザインによる福祉のまちづくり

ユニバーサルデザインとは

障害の有無や年齢など、それぞれの違いを超えて、すべての生活者を前提としたものづくりや環境づくりを進めるという考え方です。

基本的な視点

- | | | |
|--------------------|---------------|------------------|
| 1 協働による地域ネットワークの形成 | 2 在宅福祉の充実 | 5 新たな障害概念への対応 |
| | 3 支援費制度の理念の浸透 | 6 一貫した支援体制の確立 |
| | 4 3障害の一元化の推進 | 7 合併を生かした取り組みの推進 |

今後の施策の展開

1 啓発・広報

- (1) 啓発・広報活動の推進
- (2) 福祉教育の推進
- (3) ボランティア活動の推進

2 生活支援

- (1) 利用者本位の生活支援体制の整備
- (2) 経済的自立の支援
- (3) 在宅福祉サービスの充実
- (4) 施設福祉サービスの充実
- (5) スポーツ・文化活動の振興

3 保健・医療

- (1) 障害の予防と早期発見、早期治療、早期療育
- (2) 医療・リハビリテーションの充実
- (3) 精神保健対策の充実

4 教育・育成

- (1) 療育・教育相談、就学指導体制の充実
- (2) 教育・保育の充実

5 雇用・就業

- (1) 障害者雇用の促進
- (2) 職業能力の開発・育成

- (3) 就労環境の改善と定着促進
- (4) 福祉的就労対策の充実

6 生活環境

- (1) 福祉のまちづくりの総合的推進
- (2) 建築物等のバリアフリー化の促進
- (3) 移動交通手段の充実
- (4) 防災・防犯対策の推進

7 情報・コミュニケーション

- (1) 情報収集・提供の充実
- (2) 情報バリアフリー化の推進